ミャンマーの延滞債務の解消について

平成 25 年 1 月 30 日

外務省国際協力局財務省国際局

経済産業省貿易経済協力局

- 1 我が国政府は、ミャンマーの民主化・国民和解・経済改革を促進し、同国の 国際社会への早期復帰を図る観点から、昨年10月にミャンマーに関する東京 会合を開催するなど、これまで、国際社会の議論をリードしてきたところです が、本日、ミャンマーの我が国に対する円借款に係る延滞債務問題を解消する ため、昨年4月に日・ミャンマー両国間で合意された措置を実施しました。
- 2 今回の措置の概要
- (1) 2003 年 3 月末以前に返済期日が到来したもの(元利合計 1, 989 億円(元本 1, 598 億円、利息 391 億円))
 - (ア)ミャンマーは、超短期の商業ローンを「ブリッジローン」として活用し、 この債務を解消するのに対して、日本は、長期・低利の円借款を「社会経 済開発支援計画」(プログラム・ローン)として供与します。
 - (イ)本件プログラム・ローンは、新政権発足以降のミャンマー政府が進める マクロ経済運営・開発政策や社会セクター(教育・保健)、ガバナンスな どの分野における各種改革に対する支援を行うことにより、ミャンマーの 改革と包括的な経済成長の基盤強化を支援するものです。
 - (ウ) 本件プログラム・ローンの供与条件
 - ・金利:年0.01%
 - ・償還期間:40年(10年の据置期間を含む)
 - (エ) また、日・ミャンマー両国は、ミャンマーが取り組む政策課題や各種改 革について、共同でモニタリングを実施していきます。
- (2) 2003 年 4 月以降に返済期日が到来したもの(元利合計 1, 274 億円(元本 1, 137 億円、利息 137 億円))
 - この債務について、我が国は、2002 年にミャンマー側に対して伝達したとおり、免除の手続きを再開しました。
- 3 今回の措置は、近年のミャンマー政府の民主化・国民和解や社会経済改革努力を踏まえ、これまでに両国間で合意された道筋に従って行われたものです。 我が国としては、引き続き、ミャンマー政府の改革努力を後押しすることが

重要と考えており、そうした観点から、今後、同国の持続的な経済発展に必要 な新規円借款を含め、幅広い支援を実施する考えです。また、ミャンマーに対 する支援が効果的に行われるよう、引き続き、国際社会をリードしていきたい と考えています。